

各 位

公益社団法人 日本水道協会
調査部長 松 明 淳
(公 印 省 略)

地方公営企業会計におけるリース会計制度の導入に伴う経過措置に係る移転リース取引
及び移転外リース取引が税法上のリース取引に該当する場合の消費税の取扱いについて
(お知らせ)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本協会業務につきまして、種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方公営企業会計に新たに適用されるリース会計の経過措置に係る税務上の取扱いに関し、新会計基準最初適用事業年度以前から取引を開始している既契約のリース取引に係る消費税の取扱いについての法令解釈・適用上の疑義があり、本協会では東京国税局に対し照会を行っていましたが、この度、当局から回答がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当該回答により、本協会発行「水道事業における地方公営企業会計制度見直しの手引き」におけるリース会計の経過措置に係る消費税の取扱いの記載内容を一部修正いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

記

新会計基準最初適用事業年度以前から取引を開始している既契約のリース取引が税法上の移転リース取引及び税法上の移転外リース取引に該当する場合の消費税の取扱いについて

1 移転リース取引

新会計基準最初適用事業年度に既契約の移転リース資産を取得したのものとして取り扱い、同事業年度の前事業年度の末日における未経過リース料に係る消費税額を仕入控除税額とする。

2 移転外リース取引

(1) 新会計基準最初適用事業年度に既契約の移転外リース資産を取得したのものとして、会計上、資産計上する場合

イ 既契約が平成20年4月1日以後に締結された契約であるとき

新会計基準最初適用事業年度に既契約の移転外リース資産を取得したのものとして取り扱い、同

事業年度の前事業年度の末日における未経過リース料に係る消費税額を仕入控除税額とする。

□ 既契約が平成20年3月31日以前に締結された契約であるとき

資産の貸付けとして取り扱われることから、支払リース料に係る消費税額を仕入控除税額とする。

(2) 会計上、引き続き賃貸借処理を行う場合

支払リース料に係る消費税額を仕入控除税額とする。

担当者

公益社団法人 日本水道協会
調査部調査課 石島、宮田、片江、村瀬
〒102-0074 千代田区九段南 4-8-9
TEL 03-3264-2359 FAX 03-3264-2205
E-mail: cho-sa@jwwa.or.jp